

# 社会福祉法人松代福祉会 評議員選任委員会運営細則

## (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人松代福祉会定款第6条第1項に規定された、社会福祉法人松代福祉会評議員選任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任及び解任手続き等を定めたものである。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行う。

## (委員会の構成)

第3条 委員会の評議員選任委員（以下「委員」という。）は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名で構成し、理事会が選任する。

2 外部委員については、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人。

(2) 前号に該当する者の配偶者又は、三親等以内の親族。

3 事務局員については、法人事務局の職にある者をもってあてる。

4 理事長（理事長に事故あるときは常務理事）は、委員会に出席しなければならない。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の満了の時までとする。

## (委員の解任)

第5条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

## (委員の報酬等)

第6条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、理事会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を支給することができる。

## (招集)

第7条 委員会は、理事会において決定し、理事長が招集する。

(招集通知)

第8条 理事長は、委員会の日の1週間前までに、委員に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第9条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

(評議員の選任)

第10条 評議員の選任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事会は、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」をもって委員会に推薦する。
- (2) 理事会は、「次期評議員候補者推薦書」記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第11条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う、ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第13条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が署名又は記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。

2 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した理事及び委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かななければならない。

(事務局)

第14条 委員会の庶務的事項は当法人の事務局において行う。

(補 則)

第15条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第16条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

最初の評議員の選任は、この細則の例により行う。